

函館西部地区ウェルネスパスポート利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会（以下、「当協会」といいます。）が管理・運営する販売商品「函館西部地区ウェルネスパスポート」（以下、「本商品」といいます。）について、お客様（以下、「利用者」といいます。）の利用する際の条件・遵守事項等を定めるものです。本規約に従って、函館西部地区ウェルネスパスポートをご利用いただきます。

第1条（商品内容について）

1. 本商品は、レンタル自転車と谷地頭温泉入浴券がセットになった体験商品です。また、当協会指定の条件下で所定の飲食店でサービス提供を受けることができます。
2. レンタル自転車は、スポーツバイクの一種であるクロスバイクであり、シティサイクルではありません。また、電動自転車ではありません。クロスバイクを初めて乗車される方は扱いが難しい場合があります。

第2条（利用申し込み）

3. 利用申し込みはインターネットで専用ウェブサイトから本商品をご予約・ご購入のうえお申込みください。
4. ご予約・ご購入完了後にお申し込み時に入力いただいたメールアドレスへ、予約完了メールをお送りいたします。案内所での受付時にご提示いただく場合があるので大切に保管してください。
5. 予約枠に空きがある場合は当日の予約も可能です。当日の場合、案内所でお申込みできます。
6. 事前の連絡がなく予約時間から1時間が経過した場合、キャンセルされたとみなします。
7. 当日のキャンセル及び第5項に該当するキャンセルは、本商品の料金の100%をお支払いいただくこととし、返金はいたしません。
8. ただし、ご利用日当日に雨天等の天候によって、レンタル自転車の走行が難しいと利用者が判断する場合は、予約時間までに当協会または案内所へキャンセル連絡を入れることによって、本商品の料金の100%を返金いたします。
9. また、利用者は第4条で示す利用条件を満たし利用申し込みを行ったものの、第13条に示す利用前点検時にレンタル自転車の運転が困難であると申し出をした場合、または第13条に示す利用前点検後、出発したものの運転が困難であると判断し15分以内に返却に戻った場合は、キャンセルをできるものといたします。この場合は、本商品の利用料から取消手数料100円（税込）を差し引いた金額を返金いたします。

第3条（利用方法）

10. 開始前に案内所で受付をいたします。また、本商品に付随するレンタル自転車の貸出・返却場所は案内所とし、他所での受付はできません。
11. レンタル自転車貸出手続きの際に予約完了メールや身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証等）をご提示いただく場合があります。
12. 申込内容に虚偽の申告があった場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。
13. 案内所でレンタル自転車を貸し出す際にレンタル自転車および本商品に関する説明を受けていただきます。
14. 谷地頭温泉入浴券は案内所で出発前にお渡しいたします。谷地頭温泉での受付に必要になりますのでご利用時まで大切に保管ください。紛失・破損等においては当協会は責任を負いません。
15. レンタル自転車と一緒に貸出をするヘルメットの提示でウェルネスパスポート特典施設のサービスを享受できます。

第4条（利用条件）

16. レンタル自転車は第6条で示す利用期間内の貸出・返却が必須です。

17. 18歳以上かつ27インチの自転車の方の利用に限ります。保護者同伴の場合は保護者の責任において13歳以上の方もご利用になれますが、子ども用サイズのレンタル自転車はありません。
18. レンタル自転車はフレームサイズ440mm（適正身長範囲149cm～163cm）または490mm（161cm～175cm）を貸出いたします。
19. レンタル自転車の運転に支障が出ないように動きやすい服装でお越しください。
20. ヘルメット着用努力義務化に伴い、運転中は必ずヘルメットをご着用ください。
21. 希望者にはスマートフォンホルダーを貸与しますが、利用者の責任においてご使用ください。スマートフォン画面の確認および操作は必ず停車をして行ってください。また、走行中にホルダーからスマートフォンが転落した等による破損・故障について当協会は一切責任を負いません。

第5条（利用料金）

22. 本商品のご利用については1人につき3,000円（税込）をお支払いいただきます。お支払い方法は、前払い制でネット予約・クレジット決済を行っていただきます。当日の場合、案内所で現金にてお支払いいただきます。
23. 案内所への集合前・解散後の移動については利用者にてお手配ください。

第6条（利用期間）

24. 貸出・返却の受付は貸出当日の9:00～17:30までです。
25. 日を跨いでの貸出は行っておりませんので、必ず当日中に返却を行ってください。
26. 連絡なく返却時間を過ぎた場合かつ悪質と判断する際は、延滞料を申し受ける等の処置をとる場合があります。

第7条（注意事項）

27. 交通法規を厳守し安全運転を心がけてください。
28. レンタル自転車を離れる際は必ず施錠を行い、盗難・紛失等が起きないように努めてください。

第8条（自転車及び貸与物品の故障・損傷）

29. 利用中にレンタル自転車及び貸与物品の故障や損傷があった場合は、直ちに利用を中止し、速やかに案内所へご連絡ください。
30. 故障・損傷したレンタル自転車及び貸与物品は、そのまま案内所へ持ち込んでください。運搬に関わる費用は利用者にご負担いただきます。また、故障や損傷が利用者の不注意等に起因する場合は修理代金または購入代金をご負担いただきます。
31. レンタル自転車がパンクをした場合は、案内所までご連絡ください。利用者自身での修理はご遠慮ください。タイヤ修理・交換代として2,000円（税込）を申し受けます。連絡なくパンクしたまま走行を行なった場合、かつ著しく車輪が損傷したと認められる場合は修理代金をご負担いただきます。
32. 事前の了解なく利用者自身でレンタル自転車を修理された場合、当協会は修理代金を負担できません。

第9条（自転車及び貸与物品の盗難・紛失）

33. 利用中にレンタル自転車及び貸与物品の盗難・紛失等が発生した場合、速やかに所轄の警察署及び当協会まで連絡をしてください。
34. レンタル自転車を施錠せず放置した、ヘルメット等の貸与物品から目を離したなど利用者等に起因する盗難・紛失が発生した場合は、利用者へ修理代金または購入代金をご負担いただきます。
35. 貸与しているワイヤー錠または鍵が紛失等の理由により利用できない状態となった場合は交換料として2,000円を申し受けます。

第 10 条 (事故)

36. 利用中に事故にあった場合は、速やかに所轄の警察署に届ける等の法令で定められた処置を取り、案内所に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
37. 事故について示談等が必要な場合は、利用者の責任によって行われ、当協会は事故に関する一切の責任を負いません。
38. 当協会がやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者へ損害賠償を請求することがあります。

第 11 条 (補償)

39. 当協会は、本契約に基づいて利用者に対するレンタル自転車の搭乗中については、下記の条件のとおり各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第 15 条の賠償責任の限度内で補償するものとしします。
 - (1) 死亡・後遺障害 500 万円、入院保険金日額 10,000 円、通院保険金日額 5,000 円。
※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となります。
 - (2) 賠償責任は、対人最高 1 億円となります。
※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となり、自転車の利用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任に限りします。
40. 前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
41. 警察及び当協会に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当協会の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。
42. 前項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第 39 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとしします。
43. 本条は、各種損害保険の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、契約手続きや保険金請求手続き等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。
44. 第 15 条の賠償責任により利用者が損害賠償責任を負う場合、故障、損壊、紛失、盗難等により当協会がそのレンタル自転車を利用できないことによる損害については、下記に定めるところによるものとして損害を賠償し、又は営業補償をするものとしします。
 - (1) 自走できる状態で案内所へ返却 9,000 円（税込）を申し受けます。
 - (2) 自走できない状態で案内所へ返却 21,000 円（税込）を申し受けます。

第 12 条 (定期点検整備)

45. 当協会は、レンタル自転車に対して、当協会の定める基準により定期点検整備を実施します。

第 13 条 (利用前点検)

46. 利用者は、出発前にレンタル自転車のブレーキの効き、タイヤの空気圧等について、安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとしします。
47. 利用者は、レンタル自転車及び貸与物品の紛失等及び整備不良を発見した際は、案内所スタッフに申し出、利用をしないものとしします。
48. 前項の申し出がないままレンタル自転車を利用した場合、当協会は貸出時において、レンタル自転車及び貸与物品の紛失用及び整備不良はなかったものとみなすものとしします。

第 14 条 (管理責任)

49. 利用者は善良な注意をもってレンタル自転車を利用・保管するものとしします。
50. 前項の管理責任は、レンタル自転車貸出手続きが完了したときより始まり、当該レンタル自転車の返却手続きを完了したときに終了するものとしします。

第 15 条 (賠償責任)

51. 利用者は、本規約の各条項に定めるほか、利用者がレンタル自転車を利用して第三者又は

当協会に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合は除きます。

第 16 条 (免責)

52. 利用者は、理由の如何に関わらず、レンタル自転車を利用したこと又はレンタル自転車が利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、当協会に故意又は重過失がある場合を除き、当協会がレンタル自転車の利用の対価として当該利用者より受領した金額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

第 17 条 (禁止事項)

53. 利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること
- (7) 公序良俗に違反する利用

第 18 条 (利用取消)

54. 利用者が本利用規約に違反した場合は、本商品の利用を停止しレンタル自転車を返却していただきます。
55. 違反により返却を行った場合でも発生した料金の払い戻しは一切いたしません。
56. 違反により当協会または第三者に被害を被った場合、利用者へ損害賠償を請求する場合があります。

第 19 条 (規約等の変更)

57. 当協会が必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第 20 条 (個人情報の取扱い)

58. 利用者の個人情報は、本商品に関わる業務及び当協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的では使用しません。

附 則

この規約は、2024 年 4 月 1 日から施行します。

この規約は、2024 年 5 月 9 日から施行します。

この規約は、2024 年 7 月 29 日から施行します。

この規約は、2024 年 8 月 29 日から施行します。

この規約は、2025 年 4 月 1 日から施行します。

この規約は、2026 年 4 月 9 日から施行します。